

## 7 保険料

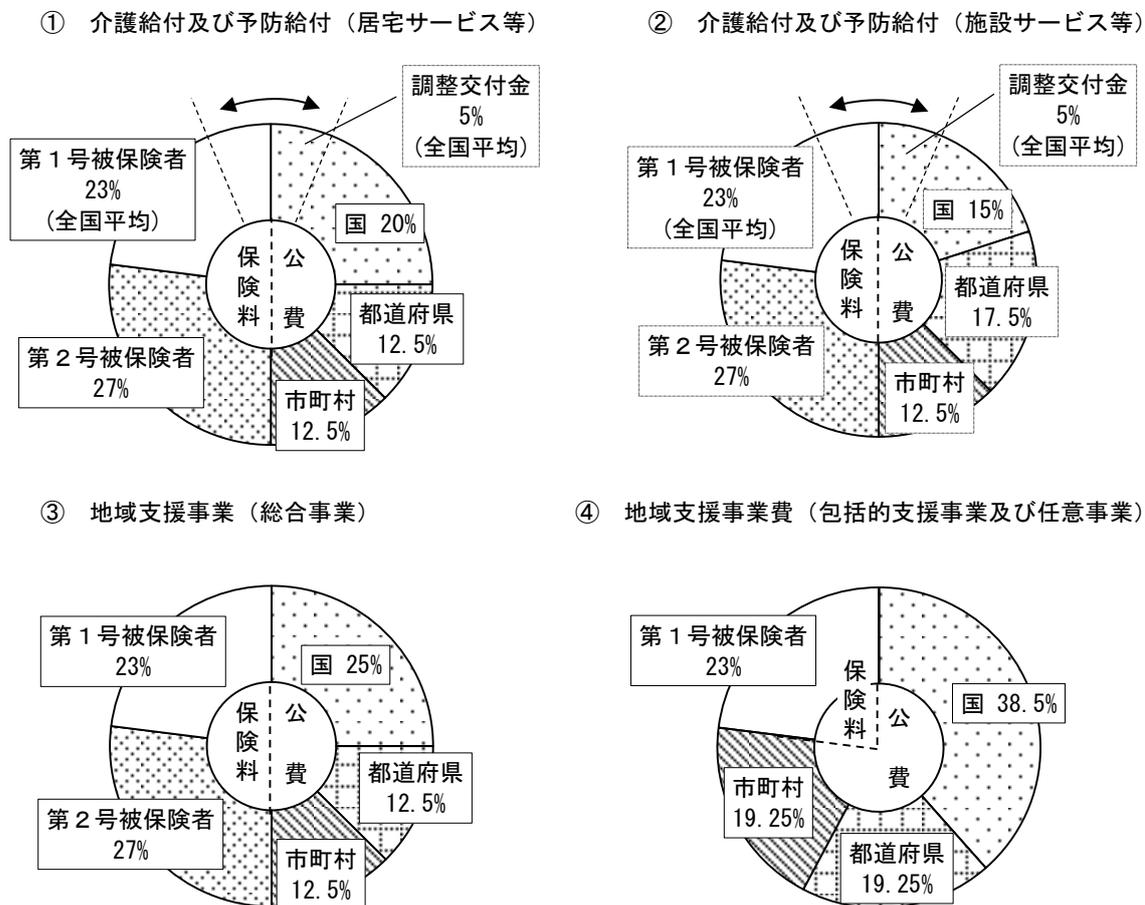
### (1) 介護保険料の財源

介護保険制度は、保険給付に充当するために必要な保険料を徴収する社会保険方式を基本とするものです。したがって、介護保険の保険者である市町村では、介護保険に関する収入及び支出は、介護保険に関する特別会計で経理されます。

介護保険に関する費用負担は、保険料（第1号被保険者及び第2号被保険者）と公費（国、都道府県及び市町村）でまかなわれ、次のとおり区分されます。

- ① 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。）
- ② 介護給付（介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）及び予防給付（介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）
- ③ 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業
- ④ 地域支援事業における包括的支援事業及び任意事業

図表2-135 介護保険の財源構成



## (2) 保険料の算定に関する基本的な方針

### ① 保険料負担の水準

保険料負担の水準については、計画の対象期間である3年間を通じ、おおむね財政の均衡を確保することが可能となるよう、保険料基準額を算定します。

したがって、人口の高齢化が進展する中では、保険給付が増大することに伴い、保険料負担が増大することは、避けて通れません。しかし、介護保険財政を安定的に運営するためには、保険料負担の増大が過度にならないようにしていくことが重要です。

このため、桑名市では、第6期の計画期間である2015（平成27）～2017（平成29）年度の3年間において、保険料負担の増大を抑制するために、次に掲げる施策等を進めてきました。

イ 介護予防に資するサービスの提供が実現されるよう、2015（平成27）年度当初から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出に取り組んだ。

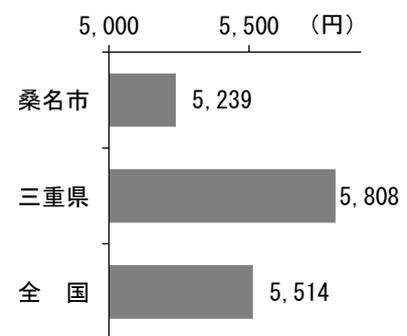
ロ 施設サービス等を選択することなく、希望する在宅生活を続けられるよう、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備を推進した。

ハ 介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供が実現されるよう、「地域生活応援会議」を開催し、多職種協働でケアマネジメントを支援した。

こうした取組の成果を見込むことによって、第6期の計画期間において、桑名市での保険料基準額（月額）は5,239円と、全国より275円、三重より569円低く設定しています。

また、第6期における実績を見ても、例えば、第1号被保険者1人あたりの給付費は、全国及び三重県に比べて低くなっています（64頁参照）。これは上記の施策等を推進したことによる成果の表れと考えられます。

図表 2-136 第6期における介護保険の第1号保険料



本計画の対象期間である2017（平成30）～2020（平成32）年度においては、第6期に引き続き、前記イ～ハの施策等を推進するとともに、国の方針でもある高齢者の自立支援・重度化防止を進め、介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供をさらに推進し、保険料負担の増大を抑制します。

## ② 保険料負担の配分

保険料負担の配分については、それぞれの第1号被保険者に対し、負担能力に応じた保険料負担を求めるため、所得段階別に設定された保険料率で保険料額を算定します。

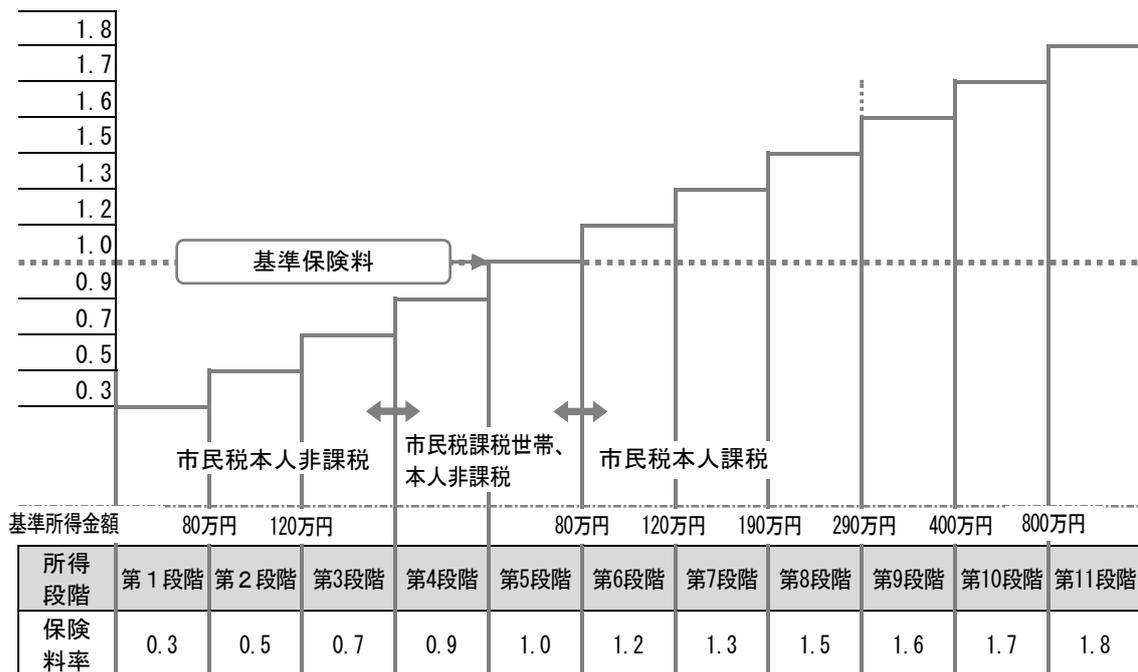
国が定める標準の保険料段階は、9段階ですが、介護保険法施行令第38条及び第39条の規定に基づき、市町村の判断により保険料段階及び基準額の割合等を変更することが認められています。

桑名市では、第6期において、第1号被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料を設定するため、国の基準とは異なる11段階としてきました。

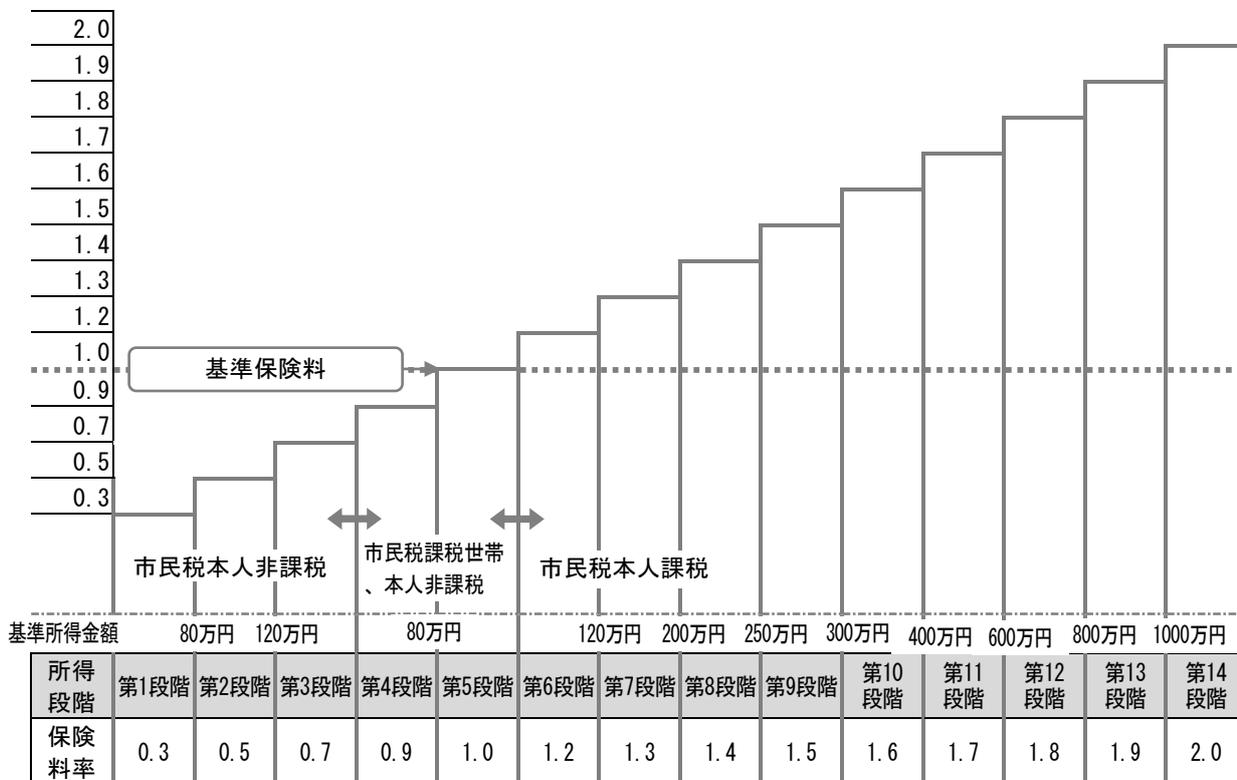
本計画の対象期間である2018（平成30）～2020（平成32）年度においては、さらに第1号被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな保険料を設定するため、保険料率を設定する区分となる所得段階等を14段階に設定します。

第6期や第7期における所得段階等の考え方等は、次のとおりです。

図表 2-137 第6期における所得段階等の考え方



図表 2-138 第7期における所得段階等の考え方



図表 2-139 第7期における所得段階等の具体的な設定

段階	対象者		負担割合
第1段階	生活保護受給者又は 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		基準額 ×0.3
	本人が市民税非課税	全員も同じ世帯に 市民税非課税 にいる方	
第2段階		第1段階に該当しない方で、 課税年金収入額+合計所得金額が120万円以下の方	基準額 ×0.5
第4段階	者が同じ世帯に 市民税課税 にいる方	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.9
		第5段階	課税年金収入額+合計所得金額が80万円超の方
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3
第8段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満の方	基準額 ×1.4
第9段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5
第10段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.6
第11段階		合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.7
第12段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×1.8
第13段階		合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	基準額 ×1.9
第14段階		合計所得金額が1000万円以上の方	基準額 ×2.0

(3) 保険料の算定

① 第1号被保険者負担相当額

標準給付費及び地域支援事業費に全国平均の第1号被保険者負担割合（2018（平成30）～2020（平成32）年度は23%、2025（平成37）年度は25%）を乗じることにより、第1号被保険者負担分相当額を見込みます。

図表2-140 第1号被保険者負担分の見込み

単位：千円

区 分	2018(平成30)～2020(平成32)年度				2025(平成37)年度
	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度	2025(平成37)年度	
第1号被保険者負担分相当額	6,904,304	2,208,207	2,296,064	2,400,033	3,180,218

② 調整交付金相当額との差額

第1号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合や、第1号被保険者の所得水準といった、市町村の責に帰すべきものではない要因で生じる介護保険財政の不均衡を是正するため、国は負担分の25%のうち5%を調整交付金として、後期高齢者加入割合及び所得段階別加入割合に基づいて、市町村毎に交付割合を定めて交付しています。

桑名市における第7期期間中の交付割合は、所定の算定式に従って、2018（平成30）年度2.80%、2019（平成31）年度2.81%、2020（平成32）年度2.95%、2025（平成37）年度3.05%と見込みました。

調整交付金相当額（標準給付費×全国平均の調整交付金交付割合：5%）と、桑名市への実際の交付額との差額（不足額）は、第1号被保険者の介護保険料で負担することとなります。

桑名市の場合、全国と比較して75歳以上の被保険者の割合が低いことや第1号被保険者の所得段階が高いことから、調整交付金相当額との差額は次のとおりとなる見込みです。

図表2-141 調整交付金相当額との差額の見込み

単位：千円

区 分	2018(平成30)～2020(平成32)年度				2025(平成37)年度
	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度	2025(平成37)年度	
調整交付金相当額	1,422,564	455,028	473,021	494,515	593,773
調整交付金見込額	812,418	254,816	265,838	291,764	369,699
(見込交付割合)		2.80%	2.81%	2.95%	3.05%
調整交付金相当額との差額	610,146	200,212	207,183	202,751	224,074

③ 介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金は、第1号被保険者の介護保険料の剰余金を積み立てたもので、介護保険財政の安定した運営を図るための基金です。2017（平成29）年度末の介護給付費準備基金の残高見込みは、およそ4億6,500万円です。

介護保険財政の安定した運営を考慮し、介護給付費準備基金のうち4億円を2018（平成30）～2020（平成32）年度の3年間にわたって取り崩すこととします。

④ 保険料収納必要額

第1号被保険者の介護保険料で負担する介護保険料収納必要額（第1号被保険者負担分相当額、調整交付金相当額との差額及び市町村特別給付費の合計）の見込みは、次のとおりです。

図表2-142 保険料収納必要額

単位：千円

区 分	2018(平成30)～2020(平成32)年度	2025(平成37)年度
保険料収納必要額	7,155,913	3,433,506

⑤ 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、2016（平成28）年度実績を勘案して、次のとおり見込みます。

図表2-143 予定保険料収納率

単位：%

区 分	2016(平成28)年度 実績	2018(平成30)～ 2020(平成32)年度	2025(平成37)年度
予定保険料収納率	96.9	96.9	96.9

⑥ 所得段階別の補正第1号被保険者数

所得段階別の第1号被保険者数に所得段階別の保険料率を乗じることにより、保険料基準額の算定の基礎となる所得段階別の補正第1号被保険者数を次のとおり、見込みます。

図表 2-144 所得段階別の補正第1号被保険者数

単位：人

区 分	2018(平成30)～2020(平成32)年度				2025(平成37)年度
	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度	2025(平成37)年度	
第1号被保険者	110,980	36,528	36,992	37,460	38,123
補正第1号被保険者	111,602	36,732	37,199	37,670	38,355

## ⑦ 保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額、調整交付金相当額との差額及び市町村特別給付費等の合計額に介護給付費準備基金取崩額を減じることにより、保険料収納必要額を算定します。

図表 2-145 保険料収納必要額の算出

区 分	2018(平成30)～2020(平成32)年度	2025(平成37)年度
標準給付費 (A)	28,451,282,900円	12,121,272,671円
地域支援事業費 (B)	1,567,431,086円	599,601,272円
第1号被保険者負担分 [(A+B) × 23% (2025(平成37)年は25%)] (C)	6,904,304,217円	3,180,218,486円
調整交付金相当額との差額 (D)	610,146,145円	236,364,634円
市町村特別給付費等 (E)	41,462,509円	16,923,330円
保険料収納必要額 [(C+D+E)] (F)	7,555,912,871円	3,433,506,449円
介護給付費準備基金取崩額 (G)	400,000,000円	0円
基金等取崩後の保険料収納必要額 [(F-G)] (H)	7,155,912,871円	3,433,506,449円

## ⑧ 保険料基準額

保険料収納必要額を予定保険料収納率で除した額を補正第1号被保険者数で除することにより、保険料基準額(年額)を算定します。その上で、保険料基準額(年額)を12で除することにより、保険料基準額(月額)を算定します。

この算定により、第7期における保険料基準額(月額)は、5,517円と設定します。保険料基準額(月額)の内訳は、次のとおりです。

図表 2-146 保険料基準額(月額)

区 分	第 6 期		第 7 期		2025(平成 37)年度	
	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)
総給付費	4,578	85.3	5,231	89.8	6,979	90.6
在宅サービス	2,474	46.1	2,915	50.0	4,194	54.5
居住系サービス	514	9.6	576	9.9	738	9.6
施設サービス	1,590	29.6	1,740	29.9	2,047	26.6
その他給付費	389	7.3	284	4.9	349	4.5
地域支援事業費	305	5.7	278	4.8	336	4.4
市町村特別給付費等	93	1.7	32	0.5	38	0.5
保険料収納必要額(月額)	5,365	100.0	5,825	100.0	7,702	100.0
準備基金取崩額	126	2.3	308	5.3	0	0.0
保険料基準額(月額)	5,239	97.7	5,517	94.7	7,702	100.0

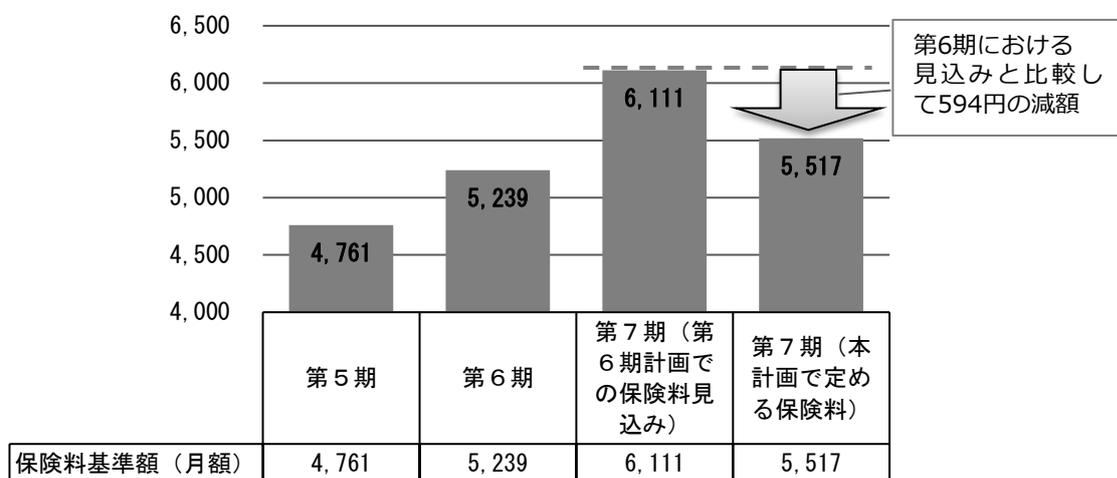
⑨ 保険料基準額の推移

高齢化の進展に伴って保険料基準額は、計画期ごとに増加の一途をたどっています。ただし、第6期計画において、第7期における保険料基準額(月額)を6,111円と見込んでいましたが、本計画において設定した保険料基準額(月額)は5,517円であり、見込額と比べて594円の減額となりました。これは、第6期計画で位置づけた施策等を着実に推進しながら、第7期計画につなげることによって、保険料負担の増大が過度にならないよう抑制できた成果であると考えられます。

このため、本計画における施策等も着実に推進していくことによって、ひいては介護保険財政の安定的な運営を目指していきます。

図表 2-147 保険料基準額(月額)の推移

単位：円



(注) 第 5 期：2012(平成 24)年～2014(平成 26)年の計画期間